令和８年（フ）第７９９０号
東京都新宿区新小川町５番５号　サンケンビル２Ｆ
債務者　株式会社ＯＲＢＩＴＡＬＬＩＮＫ
代表者代表取締役　五代　友厚
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　景山　甲悦
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０３３号
東京都江東区東陽２丁目４番39号
債務者　株式会社白誠書房
代表者代表取締役　白岩　　誠
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　慎市
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８１３８号
東京都中央区銀座７丁目９番16号
債務者　株式会社銀座シロー
代表者代表取締役　吉田　　茂
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩　利文
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３２２号
大阪府豊中市蛍池西町１丁目24番12番
債務者　コクリキ商事株式会社
代表者代表取締役　國本　樹宣
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中崎　正博
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６５８号
大阪市北区梅田１丁目１番３号大阪駅前第３ビル29階１－１－１号
債務者　Ｃ＆Ｊ株式会社
代表者代表取締役　宋　　哲
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　拓士
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７５３号
大阪市北区天神西町８番19号法研ビル
債務者　共栄プロセス株式会社
代表者代表取締役　川尻　金作
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　　喬
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４８号
宮崎県都城市蓑原町1880番地１
債務者　株式会社ＫＡＯＭＩＳＥ　ＦＡＭＩＬＹ
代表者代表取締役　中川　友喜
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　崇敦
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１６９５号
千葉県船橋市本町１丁目18番11号　キャッスルハヤシ301号
債務者　福田　文彦
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　貴大
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６８４号
千葉県船橋市湊町２丁目14番７－101号
債務者　松山　順子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村有紀子
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６２９号
大阪府泉大津市池浦町１丁目17番30―301号、前住所大阪府泉大津市森町１丁目４番27号
債務者　高田　多一
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉倉　邦樹
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋6451－１　ハートヒルズ高鍋　405号室、住民票上の住所宮崎県児湯郡高鍋町大字上江2118番地
債務者　硲田　裕希
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　良文
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４５０号
宮崎市大字島之内6524番地５　ディオサデソル402号
債務者　比恵島啓介
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　太一
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６７２号
大阪府東大阪市横沼町３丁目８番３号
債務者　宮崎　　恵（旧姓吉川）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高江洲ひとみ
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６３４号
大阪市大正区三軒家西３丁目３番８号　三西コート　102号
債務者　濱田　慶子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪下慎太郎
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７５４号
大阪府寝屋川市対馬江東町９番７号、前住所大阪府寝屋川市八坂町14番16―407号　ジョイフル寝屋川
債務者　川尻　金作
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　　喬
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７８４６号
東京都足立区弘道１丁目34―14　フジパレス２　202
債務者　岸本　隼輔
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８５５号
東京都板橋区高島平５丁目23―８―205
債務者　伊藤　祐子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部